

新	旧
<p style="text-align: center;">都市計画法第34条第1号の審査基準</p> <p>都市計画法第34条第1号に規定する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為又は建築行為若しくは用途変更で、申請の内容が第1項又は第2項に該当するものとする。</p> <p>1 市街化調整区域における、主として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供する公益上必要な自己の業務の用に供する建築物で、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 建築物の用途は次のアからエの一に掲げるものであること。</p> <p>ア 学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校及び幼稚園。</p> <p>イ 児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第6条の3に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業及び乳児等通園支援事業の用に供する施設</p> <p>ウ 社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設のうち、福祉サービスを受ける通所者、又は入所者が直接利用する施設</p> <p>エ 医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所及び同法第2条第1項に規定する助産所</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>2 市街化調整区域における、主として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の日常生活のため必要な自己の業務の用に供する店舗等で、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則 (施行期日) この基準は、令和3年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) この基準は、令和8年3月25日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">都市計画法第34条第1号の審査基準</p> <p>都市計画法第34条第1号に規定する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為又は建築行為若しくは用途変更で、申請の内容が第1項又は第2項に該当するものとする。</p> <p>1 市街化調整区域における、主として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供する公益上必要な自己の業務の用に供する建築物で、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 建築物の用途は次のアからエの一に掲げるものであること。</p> <p>ア 学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校及び幼稚園。</p> <p>イ 児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第6条の3に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業の用に供する施設</p> <p>ウ 社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設のうち、福祉サービスを受ける通所者、又は入所者が直接利用する施設</p> <p>エ 医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所及び同法第2条第1項に規定する助産所</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>2 市街化調整区域における、主として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の日常生活のため必要な自己の業務の用に供する店舗等で、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則 (施行期日) この基準は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>
<p>別表（法第34条第1号審査基準第2項第1号関係）</p> <p>(略)</p>	<p>別表（法第34条第1号審査基準第2項第1号関係）</p> <p>(略)</p>
<p style="text-align: center;">都市計画法第34条第1号の運用基準</p> <p>1～11 (略)</p>	<p style="text-align: center;">都市計画法第34条第1号の運用基準</p> <p>1～11 (略)</p>